

特定非営利活動法人インターバンド 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人インターバンドと称し、ローマ字表記では InterBand とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、平和再建活動・民主化支援活動をつうじて冷戦構造の崩壊とグローバリゼーションの進行により世界各地で頻発している地域紛争および難民や環境破壊などの人権侵害の解決と平和の再構築に市民として寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「NPO 法」という）第2条別表における以下の特定非営利活動を行う。

- (1) 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (2) 国際協力の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 紛争予防行動および、紛争終結後の平和再建（民族和解、除隊兵士の社会復帰、地雷・小型武器の削減など）を促進する活動
- (2) 国際選挙監視活動・紛争国の行政能力の向上など民主化を支援し市民社会を活性化する活動
- (3) その他第3条の目的を達成するために必要な活動

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって NPO 法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その活動を賛助するために入会

した個人および団体

(入会)

- 第7条 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとする。
- 2 代表は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 3 代表は、第1項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退会)

- 第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができます。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

- 第12条 既納の会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

- 第13条 この法人に次の役員をおき、運営委員をもってNPO法上の理事、監査役をもってNPO法上の監事とする。
- (1) 運営委員 10名以上15名以下
 - (2) 監査役 1名以上2名以下
- 2 運営委員のうち、1名を代表、1名を副代表とする。

3 運営委員のうち、必要に応じ若干名の特別顧問をおくことができる。

(選任等)

- 第14条 運営委員および監査役は、総会において選任する。
- 2 代表、副代表は、運営委員会において運営委員の互選とする。
 - 3 特別顧問は代表経験者とし、運営委員会において運営委員の互選とする。
 - 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 5 監査役は、運営委員又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときはその職務を代行する。
 - 3 運営委員は、運営委員会を構成し、この定款の定め及び運営委員会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 4 監査役は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 運営委員の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 運営委員の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、運営委員に意見を述べ、若しくは運営委員会の招集を請求すること。
 - 5 特別顧問は、運営委員会の決定がこの法人の目的に沿ったものであるかを判断し、法人の運営に関し、運営委員会において必要な助言をおこなう。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任者が選任されていない場合には、同日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 運営委員又は監査役のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたと

きは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
2 職員は、代表が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業計画及び収支予算の承認
(5) 事業報告及び収支決算の承認
(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7) 除名
(8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9) この法人の運営に関するその他の重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 運営委員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監査役から招集があったとき。

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。
- 2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第26条 総会の議長はその総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあ

っては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 運営委員会

(構成)

第31条 運営委員会は運営委員をもって構成する。

(権能)

第32条 運営委員会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会の審議に付すべき事項
- (3) 臨時総会の招集の請求
- (4) 代表・副代表・特別顧問の選任
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 運営委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監査役から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 運営委員会は、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に運営委員会を招集しなければならない。
- 3 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 運営委員会の議長は代表がこれにあたる。

(定足数)

第36条 運営委員会は運営委員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第37条 運営委員会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 運営委員会の議事は、運営委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第38条 各運営委員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した運営委員は、前2条および次条第1項の適用については、運営委員会に出席したものとみなす。
- 4 運営委員会の議決について、特別の利害関係を有する運営委員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第39条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時および場所
- (2) 運営委員総数 出席者数および出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

- 第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

- 第41条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、NPO 法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画および予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらずやむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、運営委員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、運営委員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、運営委員会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告および収支決算は、毎事業年度ごとに代表が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監査役の監査を経て、その年度終了後 3 ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

2 定款の変更は、NPO法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、NPO法第11条第3項に規定する法人のうち、総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、代表がこれを定める。

附則 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表	首藤信彦
副代表	山田満
運営委員	阪口直人
運営委員	村尾昭子
運営委員	松浦香恵
運営委員	神前元子
運営委員	森裕之
運営委員	小峯茂嗣
運営委員	今崇子
運営委員	齋藤隆祐
運営委員	玉木智宏
運営委員	松村宣顕
運営委員	早川智晃
監査役	坂田佳代子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず成立の日から平成 16 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 正会員 個人社会人 1 万円 個人学生 5 千円 団体 3 万円
(2) 賛助会員 個人社会人 1 万円 個人学生 5 千円 団体 3 万円

附則 この定款は、平成 16 年 3 月 20 日から施行する。

附則 この定款は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附則 この定款は、平成 17 年 2 月 28 日から施行する。

定款の写しに相違ありません。

特定非営利活動法人 インターバント
理事 山田 満